

政策整理番号	17	施策番号	6	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	農林水産部 水産業振興課	関係部課室	農林水産部 水産業基盤整備課, 農産園芸環境課, 畜産課		
政策名	消費者ニーズに即した産業活動の展開			政策番号	2 - 5 - 2		
施策番号	6	施策名	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化				
施策概要	消費者が求めている安全で安心な食材や食品の生産と流通の確保を図るため、農林水産物や食料品の品質の向上と衛生管理の高度化を目指します。						
政策評価指標 / 達成度	安心・安全なみやぎ製品の供給量 (HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)		B	安心・安全なみやぎ製品の供給量 (県産牛の出荷頭数)		B	

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果							活動(事業) によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、事業の手段に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					単位当たり事業費(千円)		
1	安全・安心みやぎの食品品質管理対策事業(有用貝類毒化監視対策事業)(H17・18重) 【水産業基盤整備課】	消費者(県民)	消費者への安全安心な貝類供給のため、貝毒を監視する。	貝毒検査件数(件)	226 2,750 12.2	192 4,914 25.6	267 5,000 18.7	貝毒による食中毒の未然防止	貝毒による食中毒の発生件数(件)	0	0	0
2	牛海綿状脳症(BSE)対策事業(家畜伝染病予防事業) 【畜産課】	畜産農家	24ヶ月齢以上のすべての死亡牛のBSE検査を実施する。	死亡牛検査頭数(頭)	2,408 51,772 21.5	2,235 58,940 26.4	2,276 63,285 27.8	県内での24ヶ月齢以上の死亡牛におけるBSE浸潤状況の把握	県産牛生産頭数(頭)	27,216	26,373	26,057
3	水産物産地衛生管理定着事業(重) 【水産業振興課】	水産物流通加工業者	産地魚市場及び水産加工工場における衛生管理体制の定着を図る。	衛生管理診断実施件数(件)	9 3,540 393.3	15 3,000 200.0	18 2,894 160.8	地魚市場及び水産加工工場における衛生管理の向上	HACCP方式等高度衛生管理導入施設数(施設)	26	39	54
4	養殖水産物ブランド化推進・強化事業(H17・18重) 【水産業基盤整備課】	漁業協同組合	消費者への安全安心な貝類供給のため、浄化処理施設の普及を図る。	浄化機器整備件数(件)	2 16,118 8,059.0	2 16,552 8,276.0	1 12,442 12,442.0	浄化処理をした県産かきの比率増加	浄化処理をした県産かきの比率(H12年度重量ベース)	79	81	調査中(カキ生産中のため)
5	生がき安全安心対策事業(H17・18重) 【水産業基盤整備課】	生ガキのノロウイルス対策	消費者への安全安心な貝類供給のため、NV対策を行う。	-	11,637	9,611	9,000	生ガキのノロウイルス対策の確立	-	-	-	-

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・施策目的達成のために各事業は適切に設定、実施されている。また、この施策においては、国、県、市町村の役割分担は適切に行われ、県は適切に関与している。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・政策評価指標は目標に達成しないものの目標値に順調に推移しているものであり、施策を構成する事業群において大きく成果を向上させた事業が多いことから、施策は「概ね有効」と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は効率的に施行されており、施策全体としては「効率的」と判断する。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・政策評価指標の達成状況、社会経済情勢等から見て、施策を構成する事業の有効性、効率性が十分に認められ、事業の設定及びその推進が概ね適切に行われていると判断された。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・食の安全安心確保のための検査の充実や技術開発の推進を図るとともに、生産団体の実施する施設整備や安全対策に対する支援を今後とも重点的に実施していく。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>県民の食品に対する安全安心の要請が強く、県として業界と連携して安全安心な貝類の生産・出荷体制を確立するために貝毒の安全対策を講じる必要があったことから、本施策の事業設定は適切と判断する。</p>	<p>貝毒による食中毒は発生しておらず、施策目的の実現につながったと判断されることから、有効と判断する。</p>	<p>貝類の食品としての安全性を確保し貝毒による食中毒事故を未然に防止するためには貝毒検査は必須であり、一定の検査件数レベルを確保する必要がある。検査の実施は生産に合わせた随時行われていることから、効率的に実施されていると判断する。</p>
<p>県民の国産牛に対する安全安心の要請は他食品に比して非常に強いことから、県として実施は不可欠であり、本施策の事業設定は適切と判断する。</p>	<p>政策評価指標は、目標値に達成しないものの、目標方向に順調に推移していることから、概ね有効と判断する。</p>	<p>政策評価指標に示されるとおり、事業実績は施策の目指す方向に進んでいるものと言えることから、事業は効率的に実施されていると判断する。</p>
<p>県民の食品に対する安全安心の要請は強く、産地魚市場及び水産加工場の衛生管理の徹底を図る必要があり、そのために必要な衛生管理体制の整備に対する県の支援は適切と判断する。</p>	<p>成果指標に設定している「HACCP方式等高度衛生管理導入施設数」は平成18年度も目標値に達していないが、前年より13施設増加する等一定の成果は得られていることから、事業は概ね有効と判断する。</p>	<p>政策評価指標に示されるとおり、事業実績は施策の目指す方向に進んでいることから、事業は効率的に実施されていると判断する。</p>
<p>県民の食品に対する安全安心の要請は強く、本県の主要な産品であるカキを消費者へ安全な食品として提供するためには、カキやカキ処理場の衛生管理の徹底を図る必要があり、そのために必要な浄化処理施設の整備を県が支援することは適切と判断する。</p>	<p>浄化処理を行った県産カキの比率は着実に増加しており、施策の目指す方向に向かっていくことから事業は有効と判断する。</p>	<p>浄化処理施設の整備は、過大な施設にならないよう関係者と十分な協議を行った上で計画的に実施していることから、事業は効率的に実施されていると判断される。</p>
<p>本県の主要産品である生ガキの安全性を確保し消費者の信頼を得るために、カキに取り込まれた食中毒の原因となるノロウイルス対策を県が講じることは適切と判断する。</p>	<p>短時間・大量処理ノロウイルス検査法及び浄化手法を開発することは、消費者への安心・安全なカキ供給という事業目的の実現につながるから事業は有効と判断する。</p>	<p>短時間・大量処理ノロウイルス検査法及び浄化手法の開発にあたっては計画的に実施していることから、事業は効率的に実施されていると判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
	「宮城の将来ビジョン」における位置づけ
取組番号	取組名
維持	本県有用貝類を生産者が自信を持って供給し、安心して消費してもらうためには毒化の監視は不可欠であり、引き続き重点的に取り組む必要がある。
維持	BSE浄清回復と消費者が期待する安心感の確保のためには、BSE検査や浄化推進の取り組みを支援していく必要がある。
維持	水産物について、生産から加工まで一貫した品質・衛生管理対策を講じる必要がある。
維持	かき等の衛生管理対策強化による安全安心体制の確立のため、かき処理場への浄化処理機器等の整備を引き続き重点的に推進する必要がある。
維持	本県の生ガキ安全安心対策としてノロウイルス対策、とりわけ浄化手法と短時間検査法の開発は緊急の課題であり、引き続き重点的に取り組む必要がある。
取組7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果							活動(事業) によりもたらされた成果					
事業 番号	事業名 【担当課】	事業の 対象 (誰・何を対象 として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績 指標名 (単位) (事業の活動 量、「事業の 手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどうい う状態にした のか)	成果 指標名 (単位) (事業の成 果、「事業の 目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
6	野菜衛生管理生産 規範推進事業 【農産園芸環境課】	野菜生産農 家	野菜生産における 衛生管理の実践 のためのモデル実 証ほの設置を支援 する。	実証ほ設置 数 (か所)			3	衛生管理の実践	実践農家数 (戸)	-	-	3
							1,436					
							478.7					
			事業費計(千円)		85,817	93,017	92,621					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
消費者の求める安心・安全な青果物の生産を実現するには衛生管理の普及は必須であることから、生産から出荷までの衛生管理モデルづくりとその波及を行う県の役割も適切で妥当な事業設定と判断する。	事業の実施を通じ3件の実践事例ができており、有効と判断する。	実践事例3件をモデルに他の野菜生産農家にも取り組む動きが見られることから効率的に実施されているものと判断する。

施策を構成する事業の方向性

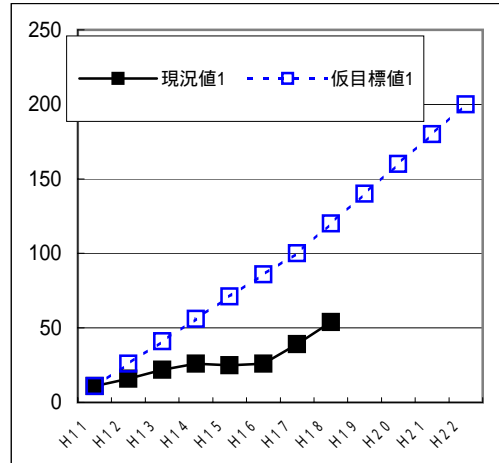
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
'宮城の将来ビジョン'における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	栽培履歴を明らかにするトレーサビリティシステムの導入も本格化し、今後は生産から出荷までの衛生管理等を更に普及定着させる取組を支援する必要がある。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 17 施策番号 6

対象年度	H18	作成部課室	農林水産部 水産業振興課	関係部課室	農林水産部 水産業基盤整備課, 農産園芸環境課, 畜産課
政策名	消費者ニーズに即した産業活動の展開			政策番号	2 - 5 - 2
施策番号	6	施策名	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化		

政策評価指標		単位						
安心・安全なみやぎ製品の供給量 (HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)		施設						
目標値	H17 100	H22 200						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	11	16	22	26	25	26	39	54
仮目標値		26	41	56	71	86	100	120
達成度		B	B	B	B	B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

HACCP方式等高度衛生管理導入施設数:製造工程の中で、どのような危害をどこで制御できるかを見極め、危害制御のための重要な管理点を頻りに監視・記録することにより、食品の衛生管理を行う食品衛生管理方式を導入した施設数

政策評価指標の選定理由

・消費者の安全・安心志向を踏まえ、品質基準や安全基準に基づく製品の供給量を増やし販売力を強化していくことが、本県産業の競争力の向上に寄与することから指標を選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・食の安全安心に対する社会的要請は年々高まっており、食品の安全性を確保するために今後ともHACCPの概念を取入れた手法による衛生管理の普及に積極的に取り組む必要がある。
・平成17年度に政策評価指標の対象に加えた「みやぎ食品衛生自主管理認証施設」の事前段階である登録施設はH18年度末で認証施設、登録施設合わせて54施設であり、今後も高度衛生管理手法導入の増加が期待される。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・消費者に対して安全で高品質な食品の安定供給を確保するため、品質・安全性の向上は不可欠であり、今後ともHACCPの概念による衛生管理の導入を図る必要があり、妥当な指標と考えられる。

政策評価指標分析カード(整理番号2)

政策整理番号

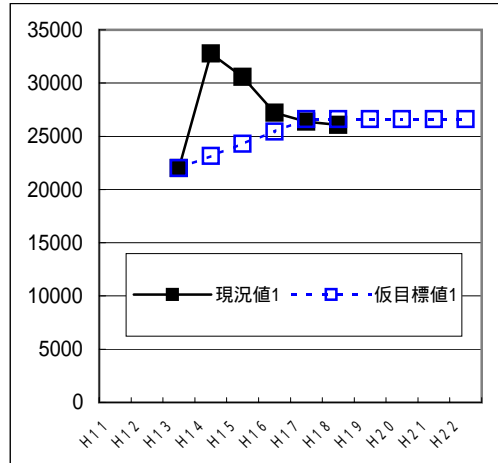
17

施策番号

6

対象年度	H18	作成部課室	農林水産部 水産業振興課	関係部課室	農林水産部 畜産課
政策名	消費者ニーズに即した産業活動の展開			政策番号	2 - 5 - 2
施策番号	6	施策名	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化		

政策評価指標		単位						
安心・安全なみやぎ産品の供給量 (県産牛の出荷頭数)		頭						
目標値	H17	26,600	H22	26,600				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H13		H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	22,005		22,005	32,761	30,569	27,216	26,373	26,057
仮目標値	22,005		22,005	23,153	24,301	25,449	26,600	26,600
達成度			-	A	A	A	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

県産牛の出荷頭数:県産牛のと畜場(仙台, 米山, 東京)への出荷頭数

政策評価指標の選定理由

・牛海綿状脳症の国内発生後、牛肉に対する不安感から消費離れが起き、牛の生産、出荷、消費全体へ甚大な影響を及ぼしている。今後は安全な牛肉の提供に向けた検査体制等の整備や消費者対策等を総合的に実施することで、みやぎの安全・安心な牛の流通を向上させることが本県畜産業の競争を強めるため重要であると考え選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・ベースとなるH13は、国内BSE発生後の10~12月に出荷の繰り延べが見られたことにより、約2割出荷頭数は減少した。
 ・H14・H15は、H13に繰り延べした影響が残り、目標を上回る出荷頭数となった。
 ・H16は、BSE発生によるアメリカからの輸入停止等の影響により、出荷の早出し傾向が続いたものの、出荷頭数は平常時にもどった。
 ・H17・H18は、出荷頭数は若干減少したもののほぼ維持された。
 ・今後、牛肉トレーサビリティシステムの浸透により、国産牛肉への需要が増加していくものと予想され、出荷頭数も26,000頭程度を維持していくものと思われる。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・アメリカからの牛肉輸入再開や国内におけるBSE全頭検査問題等で、消費者の関心も高く妥当な指標と思われる。